

佐賀県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十二年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社トータルケアライフ
所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目一番
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 やよいがおかケアプランサービス
所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目一番
- 二 (一) 指定年月日 平成二十二年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社ゆうあい
所在地 小城市芦刈町永田二八五九番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアセンターゆうあい
所在地 神埼郡吉野ヶ里町吉田二二七三番地七